１号物件

松くい虫防除事業単価請負契約書（案）

１　**事業名**　　松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）単価請負

２　**履行場所**　　浜山国有林１１２３１い林小班外　３１．３７ｈａ
別冊、図面のとおり

３　**事業内容**　　松くい虫被害の伐倒駆除による作業
（伐倒・薬剤処理・木寄せ・搬出積込み・運搬）

４　**事業期間**　　契約締結日の翌日から
令和９年３月１０日まで

５　**作業仕様**　　別冊、作業仕様書のとおり

６　**駆除予定数量**　　松くい虫被害木の駆除予定数量　　５７．５１ｍ^3

７　**請負金単価**　　金〇〇，〇〇〇円（駆除量１ｍ^{3}当たり）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇,〇〇〇円也）

８　**請負金額**　　金〇，〇〇〇、〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金〇〇,〇〇〇円也）

９　**選択条項**　別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは〇印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の　　以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
〇	部分払	１　回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

１０　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　量	引渡予定箇所	引渡予定日
該当なし				

１１ 特約事項

（１）最終的な駆除の実行数量が予定数量と異なることがあっても、請負者は異議を申し立てないものとする。ただし、当初契約数量の１３０％を超える場合は、変更契約を取りかわすこととする。

上記請負事業について､発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎北部森林管理署長 渡邊　健一郎と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者　住　所　　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　　渡邊　健一郎　　印

請負者　住　所　　〇〇県〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇　　〇〇　〇〇　　印

［注］請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者　〇〇共同事業体

代　表　者　　〇〇林業株式会社
住　　所
代表取締役　　〇〇　〇〇　印

〇〇林業株式会社
住　　所
代表取締役　　〇〇　〇〇　印

〇〇林業株式会社
住　　所
代表取締役　　〇〇　〇〇　印

松くい虫駆除（特別伐倒駆除）作業仕様書

１．松くい虫特別伐倒駆除に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。
　また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。

２．危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。

３．被害木の表示を十分確認すること。
　ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。

４．被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者に対する安全確保に努め、以下に留意すること。
(1)　残存木の保護のため必要に応じ、枝落とし等を行ったあと伐倒方向を定めて伐倒すること。
　また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全に対する処置については万全を期すとともに、場合によっては、監督職員等の指導のもとに実施すること。
(2)　強風等により安全確保が困難な場合の伐倒は、行わないこと。
(3)　作業実施上、特に被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届出て指示を受けること。
(4)　被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届出て指示を受けること。

５．採材、集積及び焼却、破砕については、以下に留意すること。
(1)　伐採後は、原則として２ｍに玉切りし、必要に応じて枝打ちを行い指定された場所に集積をしたのち、監督職員の確認を受けること。
(2)　枝条等は、特に注意し、処理漏れのないようにすること。
(3)　焼却にあたっては、飛び火が予想される範囲の可燃物の除去及び消火用水の備え付けなど火災の予防に万全を期すとともに作業の安全確保を図ること。
(4)　焼却の際に出るばい煙等については、常に風向き、風力に注意し、周辺の民家等の生活環境の保全を図ること。
(5)　焼却を林内で行う場合には、ツチクラゲ病の発生の恐れがあるので周囲の松との間隔を十分取った上で火災防止等の処置をとること。
(6)　焼却に当たっては、あらかじめ場所、日時を監督職員及び管轄する消防署に連絡し、監督職員の立会を求めること。
(7)　破砕を現地実行する場合は、破砕機の性能以上の被害木処理は行わないこと。

６．特別伐倒駆除を行うに当たって、被害木を移動させる場合は、以下について留意すること。
（１）　立木販売により、被害木を移動する場合は、マツノマダラカミキリが羽化脱出する前までに処理を行うこと。

７．特別伐倒駆除の作業記録については、駆除作業中の写真等作業記録を整備し、駆除が終了したときは速やかに所定の様式により報告すること。

８．伐倒した根株については、必要に応じて薬剤散布を行う。この場合の駆除薬剤の種類・数量・希釈倍数・散布量は次のとおりとする。

薬　剤　名	水･油別	駆除数量（m3）	原液量（ﾘｯﾄﾙ）	希　釈倍　数	1m3 当り散布量（ﾘｯﾄﾙ）	散布総量（ﾘｯﾄﾙ）
伐倒駆除剤	油	57.51	23		0.4	23

（注）乳剤の場合に希釈する水は、清水を使用すること。

９．薬剤は作業請負者において購入すること。官給品があった場合は、物品交付通知書によって受領書を提出するとともに事業実行過程の支給薬剤の受払日計表及び精算書により使用数量、残数量等を記入しておくこと。なお、必要に応じて監督職員に提示し、事業終了後は検査の補完資料として提出すること。

１０．薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。

(1)　毒物、劇物に指定された薬剤については、毒物、劇物取締法の規定を遵守すること。

(2)　薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。

(3)　薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。

(4)　薬剤を取扱う作業者、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。

(5)　皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともに、うがいをすること。

(6)　作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。

(7)　薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。

(8)　薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。

(9)　薬剤の希釈、散布中に林内の河川、用水路等に流入しないよう注意すること。

(10)　人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに､人や家畜類等を近寄らせないように注意すること。

(11)　薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。

(12)　使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。

１１．油剤の希釈に使用する灯油の取扱いについては、以下に留意すること。

(1)　灯油を使用する場合は、必ず事前に監督職員に届出し、災害防止及び作業実施上必要な指示を受けること。
作業中においても、必要な事項については監督職員の指示により実施すること。

(2)　危被害が発生したときは、速やかに監督職員に報告して指示を受けること。

(3)　降雨時や降雨が予想される場合など、天候の事由から作業の続行が適当でないと認められる場合は使用を中止すること。

(4)　林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。

(5)　使用した容器を河川、用水路等で洗わないこと。

(6)　灯油を作業現場へ運搬する場合、途中で紛失しないよう注意すること。

(7)　容器の密閉を確認し、運搬中にこぼれないように注意すること。

(8)　作業現場へ運搬する灯油は、当日の使用可能量とし、残量が生じたときは林内に放置することなく所定の保管場所に保管すること。
(9)　容器は、灯油がこぼれる恐れのないものを使用すること。
(10)　使用した容器は、塩素酸ソーダ等を入れる容器として使用しないこと。
(12)　保管及び取扱いについては、消防法等の関係法令を遵守すること。
(13)　火気を近づけないこと。
(14)　作業中は禁煙とし、喫煙等は指定場所で行うこと。
(15)　灯油を散布容器に移すときは、こぼさないように注意すること。
(16)　灯油を直接取扱う作業者は、防護マスク、防護手袋を着用すること。
(17)　作業後は、体の露出部を石鹸で洗うこと。

１２．薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
(1)　散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立会を求めること。
(2)　散布用器具は、噴霧器(手動または動力)とし、一文字噴口を使用すること。
(3)　希釈が必要な薬剤については、散布直前に希釈し、早めに使用すること。
なお、調剤後、数時間使用しなかったときは、使用前に再度よく撹拌すること。
(4)　伐根の全面に薬液がしたたるようにむらなく散布すること。
(5)　伐根に付着した土をよく落として散布すること。
(6)　降雨直後など伐根が濡れているとき、散布直後に降雨が予想される場合は、散布をしないこと。

１３．作業の実施については、事業記録(日誌、記録写真等)を作成し、当日の実行本数、実行面積、使用薬剤量並びに処理数量(株数)等を記入して、必要により監督職員に提示すること。

１４．その他
(1)　特別伐倒駆除の終了に当たっては、完了届を提出する前に焼却等の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めること。
(2)　その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和8年度　松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）請負箇所位置図

（延岡森林事務所管内）

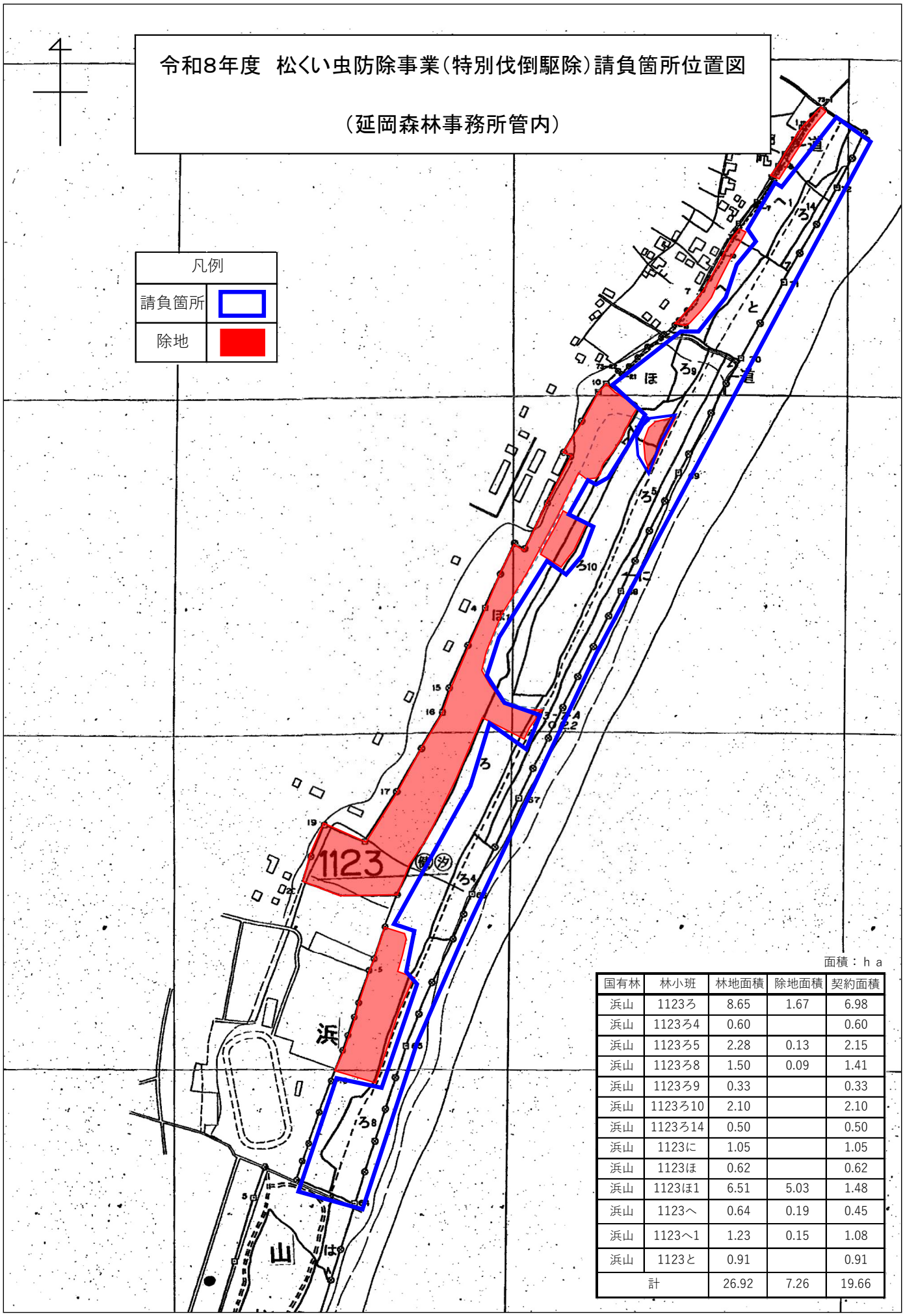

面積：ｈａ

国有林	林小班	林地面積	除地面積	契約面積
浜山	1123ろ	8.65	1.67	6.98
浜山	1123ろ4	0.60		0.60
浜山	1123ろ5	2.28	0.13	2.15
浜山	1123ろ8	1.50	0.09	1.41
浜山	1123ろ9	0.33		0.33
浜山	1123ろ10	2.10		2.10
浜山	1123ろ14	0.50		0.50
浜山	1123に	1.05		1.05
浜山	1123ほ	0.62		0.62
浜山	1123ほ1	6.51	5.03	1.48
浜山	1123へ	0.64	0.19	0.45
浜山	1123へ1	1.23	0.15	1.08
浜山	1123と	0.91		0.91
計		26.92	7.26	19.66

令和8年度　松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）請負箇所位置図

（延岡森林事務所管内）

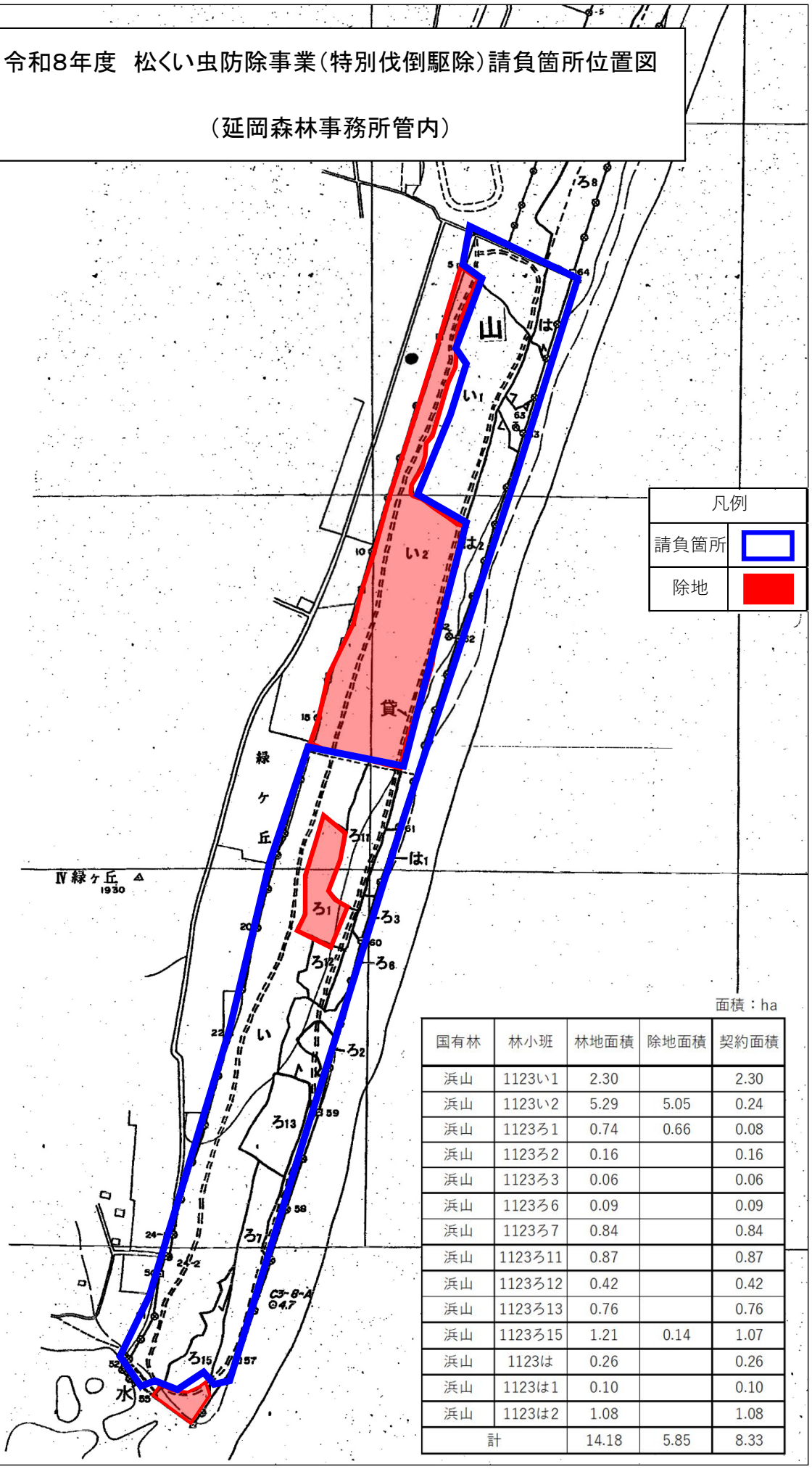

面積：ha

国有林	林小班	林地面積	除地面積	契約面積
浜山	1123い1	2.30		2.30
浜山	1123い2	5.29	5.05	0.24
浜山	1123ろ1	0.74	0.66	0.08
浜山	1123ろ2	0.16		0.16
浜山	1123ろ3	0.06		0.06
浜山	1123ろ6	0.09		0.09
浜山	1123ろ7	0.84		0.84
浜山	1123ろ11	0.87		0.87
浜山	1123ろ12	0.42		0.42
浜山	1123ろ13	0.76		0.76
浜山	1123ろ15	1.21	0.14	1.07
浜山	1123は	0.26		0.26
浜山	1123は1	0.10		0.10
浜山	1123は2	1.08		1.08
計		14.18	5.85	8.33

令和8年度　松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）請負　位置図

（東郷森林事務所管内）

作業種	国有林	林小班	区域面積	除地面積	契約面積
伐倒駆除	伊勢道	79い	2．93	0．04	2．89
〃	〃	79い1	0．15		0．15
〃	〃	79い2	0．17		0．17
〃	〃	79い3	0．18	0．01	0．17
計			3．43	0．05	3．38

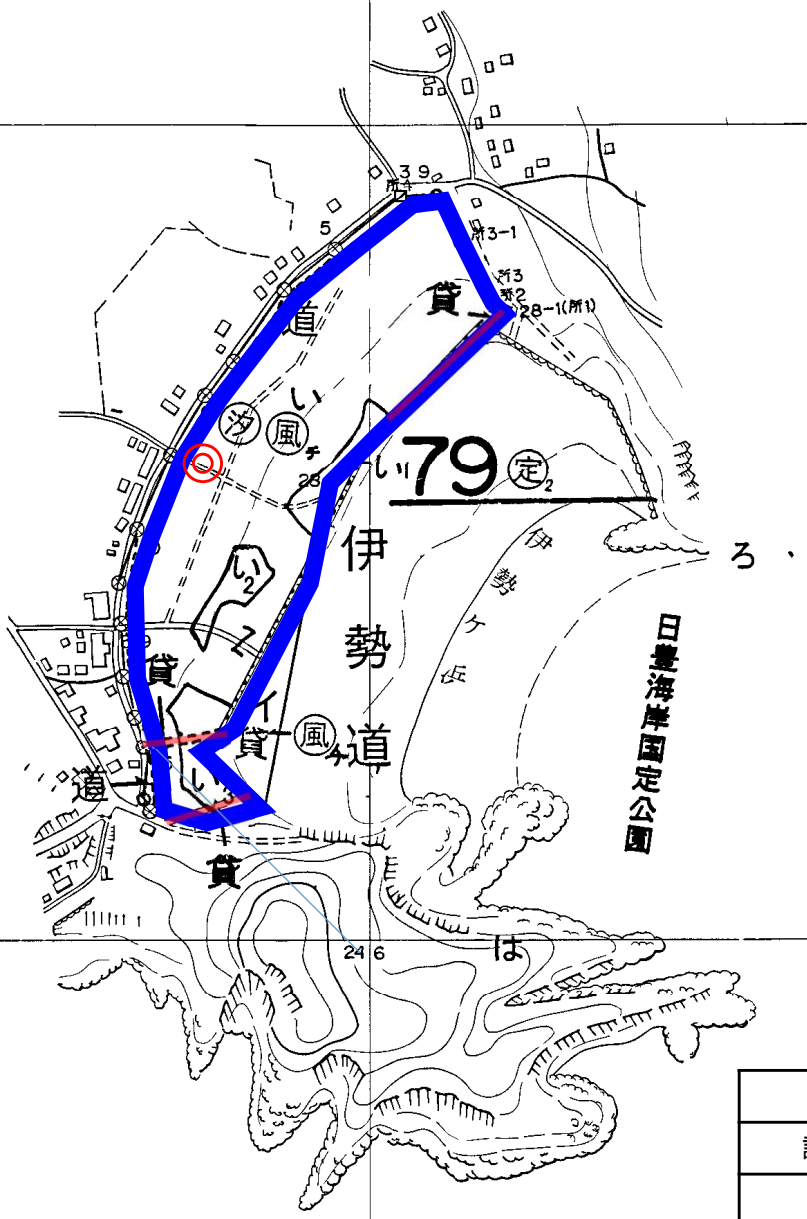

凡　　例	
請負箇所	
除　地	
集積箇所	◎